

健康スポーツライフ杉並プラン推進懇談会運営要綱

平成 29 年 4 月 1 日
杉 並 第 1 6 7 号

改正 令和 3 年 4 月 26 日杉並第 5989 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、健康スポーツライフ杉並プラン推進懇談会（以下「懇談会」という。）の運営に関し、必要な事項について定めるものとする。

(目的)

第 2 条 懇談会は、区民にとってスポーツ・運動がより身近となり、健康な生活が営めるよう、次に掲げる事項について、広く意見を聴くことを目的とする。

- (1) 健康スポーツライフ杉並プランの推進に関すること。
- (2) その他、区民生活部地域活性化担当部長（以下「担当部長」という。）が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 懇談会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) スポーツに関して専門的な知見を有する者 3 名以内
- (2) スポーツにおいて高い競技水準を有する者 2 名以内
- (3) 地域団体等から推薦を受けた者 6 名以内
- (4) その他担当部長が必要と認める者

2 構成員の任期は、2 年とし、再任されることを妨げない。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第 4 条 懇談会は、健康スポーツライフ杉並プランの計画期間において、必要に応じて担当部長が開催するものとする。

- 2 懇談会の司会、進行については、担当部長が懇談内容ごとに適した者を選出する。
- 3 担当部長は、必要があると認めるときは、前条に掲げる者以外の者又は関係職員の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 4 懇談会は、公開とする。

(庶務)

第 5 条 懇談会の庶務は、区民生活部スポーツ振興課において処理する。

(委任)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか懇談会の運営に関し必要な事項は、担当部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 4 月 26 日杉並第 5989 号)

この要綱は、令和 3 年 4 月 30 日から施行する。